

平成30年度 第2回正副管理者会議議事要旨

【1】開会

【2】管理者あいさつ

< 管理者 >平成30年7月9日に招集予定の議会臨時会に上程を予定している議案についてご審議をいただきたい。

【3】議事

[1] 議会臨時会（平成30年7月9日招集予定）提出議案

1 工事請負契約の締結について《議案第12号》（案）

< 事務局 >可燃物処理施設整備・運営事業における建設工事請負契約に関する議案である。
平成30年5月7日開催の正副管理者会議においてJFEエンジニアリング株式会社大阪支店（以下「JFE」という。）を落札者として決定いただいたことを受けて、関連する契約を含めJFEと詳細な詰めの作業を行い、協議が整ったことから6月19日付けで建設工事請負仮契約を締結している。地方自治法及び条例に基づき議決を得ようとするものである。

< 副管理者 >議案とは離れるが、資料1の運営管理業務委託契約において売電量が一定以上の場合にJFEにインセンティブがあると記載しているがどのようなものか。

< 事務局 >JFEの技術提案書で提示された売電量に対し、1.5%を超えた部分について、その1/2をJFEに支払うものである。

< 副管理者 >売電量が提案された売電量に対し下回った場合はどうなるのか。

< 事務局 >提案された売電量に対し、5%を下回った場合はその下回った部分について委託料から差し引くこととしている。

< 管理者 >この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。[了承]

2 工事請負契約の変更について《議案第13号》（案）

< 事務局 >可燃物処理施設整備事業に係る敷地造成工事請負契約を変更するものである。5月7日開催の正副管理者会議及び5月21日開催の組合議会全員協議会で説明させていただいたが、調整池の堰堤がボーリング調査で想定していた以上に軟弱土であったため、地盤強化対策を行う必要が生じたものである。前回の説明では103,010,000円の増額としていたが、その後精査に努め99,946,440円の増額とし、契約額を693,360,000円から793,306,440円に変更するものである。

< 管理者 >この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。[了承]

[2] その他

1 可燃物処理施設整備事業について

< 事務局 >資料3は、可燃物処理施設建設に係る年度別事業費と組織市町負担金の見込をお示ししている。これは、平成30年1月25日開催の正副管理者会議において可燃物処理施設整備・運営事業の入札公告で公表していた予定価格で試算していた

が、この度入札手続きが全て完了したことから落札価格で試算し直したものである。資料4は、5月21日開催組合議会全員協議会において運転員の研修について質問があったことから、JEFに研修スケジュールを提出させたものである。資料5も同全員協議会において、可燃物処理施設整備・運営事業選定委員会の審査講評で高評価となっている事項について詳細を示して欲しい旨の要望があり、JFEと調整し可能な範囲で提供できる資料を提出しているものである。いずれも7月9日開催予定の組合議会全員協議会において報告させていただく予定としている。

< 管理者 > 7月9日開催予定の組合議会全員協議会において報告していくこととしてよろしいか。[了承]

2 消防の広域化に関する動向について

< 事務局 > 消防の広域化について動きがあるので報告させていただく。平成30年4月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が一部改正された。その内容として、概ね10年後の消防体制を見直すこととしており、都道府県がリーダーシップを取り、消防の広域化に係る推進計画を再策定することとなっている。鳥取県内の消防の広域化については、消防の一元化ということで「鳥取県の消防の在り方検討会」（平成19年度）、「常備消防の中長期的課題研究会」（平成24年度）において検討されてきた。いずれも鳥取県における消防の広域化には異論等があり議論は打ち切りとなっている。今後、鳥取県は消防指令業務の共同運用や消防団の役割等も含め消防体制のあり方について研究会を設置し、検討を行うこととしている。

< 管理者 > 県内3消防本部の一元化については、鳥取県において過去2回の検討があったが、いずれも異論があり、現在の3消防本部体制が優れているという結論に至ったと思う。この度、再度、国の方から都道府県での一元化について再検討を要請しているが、これは、未だに全国的に小規模な消防本部が存在しているので、そういった消防本部の統合を検討するといった趣旨だと思う。現在、消防の活動に支障がある状況であるか。

< 事務局 > 消防としては現状でやり易いと感じている。

< 副管理者 > 鳥取県の研究会に市町村が委員ではなくオブザーバーであることに違和感を感じる。

< 管理者 > 今後の状況を見ながら本組合として必要なことを申し上げることとする。[了承]

3 救急安心センター事業（#7119）について

< 事務局 > 救急の相談窓口として鳥取県が民間事業者に委託して実施するものである。その委託料の半分を市町村が負担することとなっている。中部広域は、本業務は医療相談サービスであり消防業務ではないという考えから各市町で負担することとしている。西部広域は、西部広域が負担することとしている。東部広域については、平成30年5月25日開催担当課長会議において、東部広域が負担することにつ

いて検討して欲しいと意見があった。

<副管理者>救急受診アプリ「Q助」との違いは何か。

<事務局>総務省消防庁が行っている救急受診アプリ「Q助」は、スマートフォンの画面上で症状を選択することにより必要な対応が表示されるが、本事業は、直接の電話対応により救急相談を行うものである。

<管理者>東部広域で負担する場合、議会に上程する必要があるのか。

<事務局>東部広域負担の場合、補正予算として10月議会定例会に上程する必要がある。

<管理者>今後、議論いただいて検討を進めていくこととする。[了承]

【4】その他

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

【5】閉 会